

パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する確認書

私たちは、宇陀市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に基づく届出を行うに当たり、届出書及び第1表の記載内容が事実と相違ないこと並びに同制度要綱の規定を遵守することを確認します。

また、第2表のとおり個人情報の取扱いに同意します。

第1表

チェック欄	項 目
☐	双方が民法（明治 29 年法律第 89 号）に規定する成年に達していること。
☐	双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。
☐	双方がともに届出をしようとする相手以外との届出をしていないこと。
☐	双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている関係でないこと（パートナーシップ関係に基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）
☐	当該パートナーシップにある者の双方が本市に住所を有している場合又は当該パートナーシップにある者の双方が3月以内に本市への転入を予定している場合若しくは当該パートナーシップにある者のうち一方が本市に住所を有し、かつ、他の一方が3月以内に本市への転入を予定している場合

※ 該当する項目のチェック欄に✓印を入れてください（全ての項目にチェックが必要です。）。

第2表

個人情報の取扱いに関する確認事項 (お二人が同意するものの□内に✓印を記入してください。)
☐ 利用可能な行政サービスに関する確認などのため、県の制度所管課と担当部署との間、又は市町村のサービスを利用する場合における当該市町村と県の制度所管部署との間において、当該制度利用に関する個人情報を共有することに同意します。
☐ 利用可能な行政サービスの情報の提供、生活上の困りごとなどの把握、変更届等手続に関する案内などのため、県の担当部署又は市町村のサービスを利用する場合における当該市町村から届出者へ電話、電子メール等で連絡することに同意します。